

定 款

 堺商事株式会社

第1章 総 則

- 第1条 (商号)
当社の商号は、堺商事株式会社と称し、英文ではSAKAI TRADING CO., LTD.と表示する。
- 第2条 (目的)
当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 無機及び有機工業薬品、合成樹脂、顔料、塗料、染料、毒物劇物等の化学薬品の販売並びに輸出入。
(2) 医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、農業用薬品、医療機器の販売並びに輸出入。
(3) 非鉄金属、鉱産物、油脂、飼料、食料品、食品添加物、酒精含有飲料水、香料の販売並びに輸出入。
(4) 電子部品、測定器・計量器等の精密機械、混合機・混練機等の化学機械、プラスチック加工機械の販売並びに輸出入。
(5) 土木建築資材、道路標識・信号機等の交通安全機材の販売並びに輸出入。
(6) 倉庫業。
(7) 前各号に関連付帯する一切の事業。
- 第3条 (本店)
当社は、本店を大阪市に置く。
- 第4条 (公告方法)
当社の公告方法は、電子公告とする。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

- 第5条 (発行可能株式総数)
当社の発行可能株式総数は、8百万株とする。
- 第6条 (単元株式数)
当社の1単元の株式数は、100株とする。
- 第7条 (単元未満株式についての権利の制限)
当社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 第8条 (株主名簿管理人)
当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
- 第9条 (株式取扱規則)
株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
- 第10条 (基準日)
当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

- 第11条 (招集)
定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。
- 第12条 (招集権者及び議長)
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

- 第 13 条 (議決権の代理行使)
株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。
- 第 14 条 (電子提供措置等)
当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第 15 条 (決議の方法)
株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
- 第 16 条 (議事録)
株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

- 第 17 条 (取締役会の設置)
当社は、取締役会を置く。
- 第 18 条 (取締役の員数)
当社の取締役は、10 名以内とする。
- 第 19 条 (取締役の選任)
取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- 第 20 条 (取締役の任期)
取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 第 21 条 (代表取締役及び役付取締役)
当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
- 第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長)
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。
- 第 23 条 (取締役会の招集通知)
取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 第 24 条 (取締役会の決議の省略)
当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 第 25 条 (取締役会規則)
取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。
- 第 26 条 (取締役の報酬等)
取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第 27 条 (取締役との責任限定契約)
当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

- 第 28 条 (監査役及び監査役会の設置)
当社は、監査役及び監査役会を置く。
- 第 29 条 (監査役の員数)
当社の監査役は、5 名以内とする。

- 第 30 条 (監査役の選任)
監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 第 31 条 (監査役の任期)
監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第 32 条 (常勤監査役)
監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
- 第 33 条 (監査役会の招集通知)
監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- 第 34 条 (監査役会規則)
監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。
- 第 35 条 (監査役の報酬等)
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
- 第 36 条 (監査役との責任限定契約)
当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

- 第 37 条 (会計監査人の設置)
当社は、会計監査人を置く。
- 第 38 条 (会計監査人の選任)
会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
- 第 39 条 (会計監査人の任期)
会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
- 第 40 条 (会計監査人の報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

- 第 41 条 (事業年度)
当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 第 42 条 (剰余金の配当等)
当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。
- 第 43 条 (剰余金の配当の基準日)
当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
- 第 44 条 (配当金の除斥期間)
配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

昭和 11 年 2 月 10 日制 定
昭和 41 年 11 月 29 日一部変更
昭和 49 年 11 月 28 日一部変更
昭和 50 年 11 月 28 日一部変更
昭和 54 年 12 月 15 日一部変更
昭和 59 年 12 月 17 日一部変更
昭和 62 年 6 月 15 日一部変更
平成 2 年 6 月 15 日一部変更
平成 3 年 6 月 24 日一部変更
平成 4 年 6 月 24 日一部変更
平成 6 年 6 月 24 日一部変更

平成 9 年 6 月 24 日一部変更
平成 14 年 6 月 25 日一部変更
平成 15 年 6 月 25 日一部変更
平成 16 年 6 月 24 日一部変更
平成 18 年 6 月 27 日一部変更
平成 21 年 6 月 25 日一部変更
平成 22 年 6 月 24 日一部変更
平成 27 年 6 月 24 日一部変更
平成 29 年 10 月 1 日一部変更
令和 2 年 6 月 19 日一部変更
令和 4 年 6 月 22 日一部変更